甘楽町広報

昭和 42 年 9 月 15 日　（毎月15日発行）　（第94号）【1頁】

9 月 の 納 税

1.国 定 資 産 税　3 期
2.晩秋蚕共済掛金　全期

9月1日の人口と世帯

世帯数	2,766戸
男	6,760
女	7,117
計	13,877

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（027474）4・44・49番
編集　総務課企画文書係
印刷所　坂本印刷株式会社
1部　金3円

国営鏑川土地改良事業

本町分の工事始まる

42年度は佐久間地区まで

南牧川から甘楽町を通り、藤岡市の竹沼貯水池を結ぶ全長六三キロにわたる国営鏑川土地改良事業、南幹線の工事（関東農政局鏑川農業水利事業）は、八月上旬から本町分の工事が始められました。本町関係では、四十二年度に国峯から佐久間までの工事が行なわれます。

国営鏑川土地改良事業とは

富岡市、藤岡市、下仁田町

当＝町＝を＝通＝る＝国＝営＝水＝路＝の＝略＝図

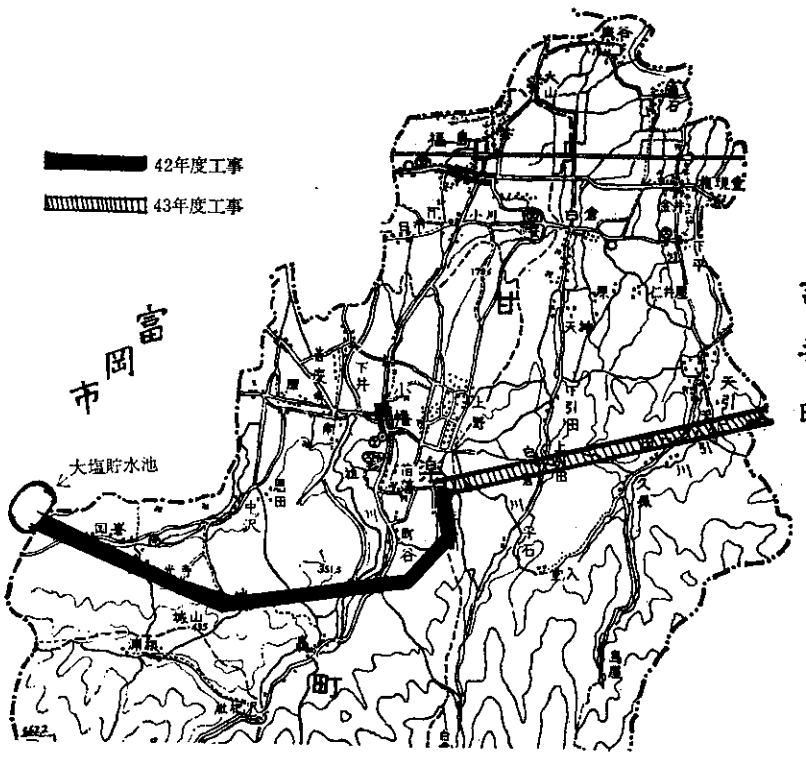

鏑川用水ができたら

農業経営の安定化まねく

この国営水路が完成すれば、当町にどんな利益があるのでしょうか。

いままでの農業は、一部水田のほかは、安定したかんがい施設が少なく、近ごろ進んできた農業の技術も用水が足りないために思うように生かされず、お天気まかせの農業からぬけきらない状態であることは、農家のみなさんが身をもって感じられておられることと思います。

このままでは、他産業からますます取り残されてしまうのではないでしょうか。

これからの農業は、適地にふさわしい作物を計画的につくってしかも農繁期の労働を軽くし、すぐれた技術を取り入れて安定した収益の高い農業ができるようにならなければいけないわけです。

鏑川土地改良事業はこのような近代的な農業経営をするために、新らしい耕作方法の田畑輪換と畑地かんがいができるように計画されたものです。また、この鏑川用水ができればいままでの水田も水不足の心配はなくなります。

かんがいのほかにも、この用水は農家の雑用水や防火用水などの利用効果は大きく、当町の基礎となっている農家の収入増加は、当町の発展につながっているといえます。

甘楽町、吉井町、新町をふくむ大きな事業です。この地方の農業形態は、畑地を中心とした常に干ばつの被害を受け不安定の経営であることから鏑川の流水を高度に利用するとともに、上下流の水利を調整して、高位地帯の全面的開田と旧田用水の補給を行ない主要食糧、その他農作物の増産、農業経営の安定を図ろうという事業です。

かんがい地区

2市4町・2500町歩

この事業地域は、甘楽、多野両郡にまたがり、さきの二市、四町にわたる耕地二千五百七十七・四ヘクタールであり、その内訳は、既成田用水補給千四百八・二ヘクタール、田畑輪換四百四十六・四ヘクタール、畑地かんがい七百二十二・八ヘクタールです。

この地域における耕地の水田率は約三〇%にすぎず、農業経営は畑作中心で、生産量も少なく不安定なので、この地域開発のため、鏑川の流水の利用度を高めると同時に、既成田の用水安定と施設の整備をはかろうとするわけです。

画期的な農業用水施設

この鏑川用水の計画を実現させるためには、南牧川から新町までの間に、取入せき二か所、貯水池三か所、揚水ポンプ一か所、幹線用水路三三・四キロを国営で新設、または改修されます。

さらに国営の幹線用水路から分水して、農家各自の田畑へ配水する支線用水路は、県営または団体営事業で工事が行なわれます。

これにより既成田のかんばつを解消するとともに、開田による田畑輪換方式と畑地かんがいとにより、農業の生産性の向上を計り、完成後にはこの地域一帯に約二万六千トンの農作物の増収が見込まれています。

田畑輪換とは

畑地を開田して、二年ごとに田と畑と輪番して耕作するものです。水田をあまり持っていない所や開田に適している土地を田畑輪換方式で開田し、米の自給と輪換畑の野菜等が増産できるように計画されています。

畑地かんがい

米と桑だけに頼らない安定した農業経営ができるように畑地にはスプリンクラー（水まき器）を使って天候に左右されずに、適した時期に、適した作物が栽培できるように計画されています。

◇総工費二十八億円◇

この施設を造るのに必要な事業費は、当初の計画で国営分約二十二億円、県営分約二億四千万円、団体営分約三億五千万円、全部で約二十八億円といわれています。

42年度の当町工事分

国峯から佐久間まで

当町では、四十二年度中に富岡市額部、大塩貯水池から国峯、町谷、佐久間地区まで全長約五千七十一メートルの国営水路の新設工事が全部コンクリートで行なわれます。

工事の方法は、開きょ工、トンネル工、サイフォン工とよばれる工程で行なわれます。

また、この国営幹線から、農業構造改善が行なわれている上野、善慶寺地区には県営水路が設置されます。

この事業により鏑川用水がかんがいする当町の受益面積は、約五百九十六・四ヘクタールです。

白倉～天引間 43年度に

当町を通る国営水路を図で示すと上図のとおりです。

四十二年度では大字小幡、佐久間地区まで工事が行なわれ、四十三年度以降には、さらに白倉、天引地区を通り吉井町に通ずる工事が計画されています。

事業に必要な負担金

鏑川用水事業にかかる費用のうち一部は、地元負担金として受益者に負担していただくことになっています。この負担金の納入方法は工事が終了した翌年度から十か年間に利子を含めて均等に納入すればよいことになっています。

新庁舎の工事

順調に基礎固め進む

新庁舎の建築工事は順調にすすんでいます。

がんじょうな鉄筋が組みまれ、左の写真のような足場の木組みができあがり、八月三十日には第一回の基礎配筋検査も無事に終わり、いまは高崎から運ばれてくる生コンクリートが流し込まれ、急ピッチに基礎がためが行なわれています。

毎月一日は県民交通安全の日

毎月一日は、「県民交通安全の日」です。

実施重点としては、安全な歩行と安全な自転車の乗り方の励行です。

ところで、ことしの一月から六月末までの六か月間に、県内でおきた歩行者、自転車の関係した事故は、歩行者は九百五十八件（うち死者三十二人）。また、自転車事故は六百二十四件（うち死亡二十二人）となっており、前年同期に比較すると件数、傷者については、増加していますが死者についてはいずれも減少しています。

歩行者の事故は、とび出しによる事故が二百三十件と圧倒的に多く、ついで直前直後の横断（百九十八件）となっています。また、自転車は、右・左折違反（八十二件）が目だって多く、ついで酒酔いとなっています。

とにかく、毎月一日の県民交通安全の日のみで終わることなく、その月中も事故を起こさないように、お互いに気をつけましょう。

〔続けよう死亡ゼロの日〕

ところで、富岡警察署（富岡市・甘楽町・妙義町）で、昨年一か年間に交通事故によって死亡した人は八人、けがをした人二百五十人で、このなかには頭や手足をけがして、再起不能という人も何人かおります。

富岡警察署と市・町交通対策協議会では管内からひとりでも少なく交通事故による死亡・けが人をなくそうと努めてまいりましたところ、みなさんのご協力で、昨年八月十二日以降通算年間（三六五日）交通事故による死亡ゼロという記録をたてることができました。この記録をもっとつづけるよう、お互いに交通事故を起こさないように、気をつけましょう。

投票率は五八・九三%

参議院補欠選挙

八月二十日に行なわれた、参議院群馬県選出議員の補欠選挙で、甘楽町の投票率は五・三%、県平均の投票率は五・一%でした。当町の投票率五・三%は、合併後行なわれた各選挙のうちで、最低の投票率でした。

当日の有権者は、八千五百八十八人で、うち三千五百二十七人が投票しませんでした。

投票率は甘楽郡では三番め県下では平均より少し上という成績に終わりました。投票所別では、一番よかったのが第七投票所の八・六%で、最低は第九投票所の四・四%でした。

私たちの生活文化は、科学の進歩と経済成長によって、いちじるしく向上しました。

しかし、この低い投票率がしめすのは、政治への関心が低いからだといえるのだろうか。ちょっぴりさびしい感じがします。

初診料引上げ

健保法改正で

健康保険等臨時特例に関する法律が、八月の国会で成立しました。この法律は、健康保険財政のゆきづまりを打開するために設けられた臨時的な措置で、その施行期間も昭和四十四年八月三十一日までの期限つきです。

改正されたおもな点は、

① 保険料率が八月一日から千分の七十（旧千分の六十五）に引き上げられました。九月中に事業主に告知される八月分保険料から、新しい保険料額で納付していただきます。

② 被保険者が初診の際に保険医療機関で支払う一部負担金が、九月一日から二百円（旧百円）になります。

③ 被保険者が入院したときは、九月一日からは一日六十円（旧三十円）支払うことになりました。

④ 被保険者が保険医療機関などで薬剤をもらうとき、その薬価や収入によって一部負担金を支払うことが、十月一日から実施されます